



原子力災害対策指針等の改正案(屋内退避の運用)

能登半島地震の教訓を省みることもなく、複合災害時の言及なし

30km圏内住民は、避難から切り離された屋内退避で被ばくを強要される

2025 年 7 月 4 日 避難計画を案ずる関西連絡会

原子力規制委員会は、6 月 18 日に原子力災害対策指針の改正案をまとめました。6 月 19 日よりパブコメ募集（7 月 18 日まで）が始まっています。

今回の原子力災害対策指針（以下、原災指針と呼ぶ）の改正について、原子力規制委員会・規制庁は、「屋内退避の運用に関する改正」と位置づけています。

（6 月 18 日規制委資料 2 1～2 頁 3 番）。

<https://www.da.nsr.go.jp/view/NRA100010843?contents=NRA100010843-004-009>

改正案では、①能登半島地震の教訓を省みることもなく、複合災害についての言及はなく、②UPZ（30km 圏内）住民は避難ではなく、「屋内退避を実施することが主要な防護措置であることを明確にする」と記しています。屋内退避を最優先にした被ばく強要の指針改正です。

指針の改正案に反対して、パブコメに意見を出しましょう。下記に改正案の問題点をいくつか紹介します。

◇パブコメ募集期間：2025 年 6 月 19 日（木）～7 月 18 日（金）

◇パブコメ対象文書：原子力災害対策指針等の改正案

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000294404>

◇意見提出はこちらから↓（「意見公募要綱」をクリックし、さらに「原子力災害対策指針の改正案」をクリック。そして左下の□にチェックを入れ、意見入力に進む）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=198025104&Mode=0>

改正案（屋内退避の運用）のいくつかの問題点の紹介

1. 能登半島地震の教訓を省みることもなく、複合災害時の言及なし
2. UPZ 住民は、避難から切り離された屋内退避で被ばくを強要される
3. UPZ では、屋内退避から避難に切り替わる場合も、安定ヨウ素剤の服用の必要なし
4. 屋内退避が中心としながら、一時的な外出を許可。屋外活動中の被ばくを容認
5. 屋内退避解除の条件は空間線量の評価だけ。土壌汚染の評価はなし

1. 能登半島地震の教訓を省みることもなく、複合災害時の言及なし

今回の原災指針の改正では、能登半島地震の教訓を汲み取り、複合災害（自然災害と原発事故の同時発災）にどう取り組むのかについては、触れていません。能登半島地震の被害は甚大で、道路は寸断され、集落は孤立し、沿岸部は約 5 メートルの隆起によって船での避難もでき

ず、ヘリによる救助も即座にはできませんでした。避難所に入れない住民は、車中泊やビニールハウスでの避難生活を余儀なくされ、放射線防護対策を施した複数の避難所も機能せず等々。

豪雨、洪水、土砂災害、積雪等の災害は、地域の特性等でいつでも起こり、近年の気象危機で被害は一層厳しくなっています。特殊なものではありません。自治体からの意見募集では「複合災害を前提にすべき」等の意見が多く出されていましたが、今回の指針改正ではこれらを見捨てています。

私たちが昨年6月から実施した高浜原発から30km圏内の京都府住民へのアンケートでも、「複合災害で、避難や屋内退避はできると思うか？」との問いに、約半数の住民は「できない」と回答しています。

今回の改正案で複合災害に触れているのはわずか一か所です。

〔改正案〕17 頁 屋内退避の実施

- ・ P A Z においては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施する。

すなわち、P A Z（5km 圏内）でも避難が困難な場合は屋内退避を求めています。全面緊急事態で即時避難すべき P A Z で避難できなければ、重篤な確定的影響（改正案 4 頁）をもたらす被ばくは避けられません。P A Z では即時避難ができない場合、100mSv 超の被ばく量になります。そのような汚染地域で屋内退避を強いるのです。

さらに健康状態等で避難が困難な場合にも屋内退避としていますが、看護・介護者も避難できなくなります。避難弱者の対策もとれないのですから、命と健康を守ることはできません。

規制庁は「原災指針は複合災害にも対応できる基本的な考え方を示しており、複合災害への対応に関して原災指針の考え方を変更する必要はない」（「報告書」5 頁）^{※1}と述べていますが、現在の指針でも複合災害については具体的な指摘はありません。

複合災害では、住民の避難や屋内退避はできないため、このような本質的な問題から目を背けた指針改正案は撤回すべきです。複合災害を想定し、指針にその対策を示せないならば、原発から撤退すべきです。

※1 屋内退避の運用に関する検討チーム会合報告書

<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100009904?contents=NRA100009904-001-001>

2. U P Z 住民は、避難から切り離された屋内退避で被ばくを強要される

（2-1）避難とは切り離された屋内退避

現在の指針では、屋内退避は避難するまでの防護措置と位置付けられています。しかし改正案では、避難とは切り離されて「屋内退避を実施する」というだけです。屋内退避が主要な唯一と言っても過言ではない防護措置に位置付けられました。

〔現在の指針〕17 頁

- ・ U P Z においては、段階的な避難や O I L に基づく防護措置を実施するまでは屋内退避を原則実施しなければならない。



〔改正案〕17 頁 屋内退避の実施

- ・ U P Z においては、全面緊急事態に至った時点で屋内退避を実施する。

また、UPZでも事故の拡大によって避難が必要になることについては、下記のように変わっています。避難が「必要である」と認めていたものから、「必要となる場合がある」と変更し、必ずしも避難は必要ではないという意味を含めています。何がなんでも、屋内退避で避難させないという意図がありあります。

[現在の指針] 5 頁

事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZ内と同様、避難等の予防的 防護措置を講ずることも必要である。



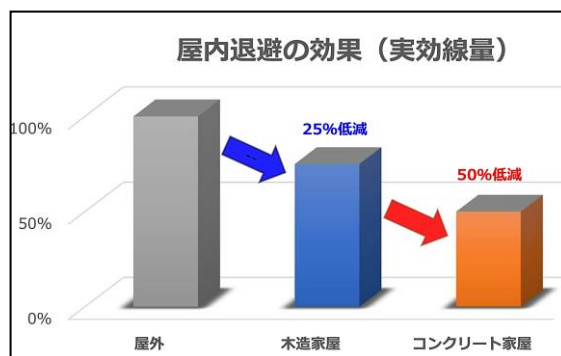
[改正案] 5 頁

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、PAZと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。

屋内退避を主要な防護措置に位置付けることで、避難は不要で原発事故は大したことはないという意識を植え付けようとしているかのようです。しかし、屋内退避でも被ばくは避けられません。

(2-2) 屋内退避でも被ばくする。木造家屋では屋内退避しても被ばく低減効果はわずか 25%

屋内退避の被ばく低減効果は、規制庁の資料(R6. 4. 22「屋内退避について」※²12 頁右図)によると「屋内退避により、屋外で活動するより、全身の被ばく線量(実効線量※³)について、木造家屋で概ね 25%の被ばく低減効果、コンクリート建屋で概ね 50%の被ばく低減効果があることが示された」とあり、木造家屋では屋内退避しても屋外の 75%もの被ばく量です。



※² https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/nuclear/001/event/nippon_ene/think_energy/document/4.pdf

※³ 実効線量とは、臓器あるいは組織の組織加重係数を乗じて全身被ばく相当に換算した線量

3. UPZでは、屋内退避から避難に切り替わる場合も、安定ヨウ素剤の服用の必要なし 安定ヨウ素剤の事前配布はこれまで通りPAZとUPZの一部だけ

現在の指針でも改正案でも、UPZ住民は基本的に事前配布ではなく、避難時に安定ヨウ素剤が配布されることになっています。改正案では、「避難するな、屋内退避せよ」と指示されるUPZの住民は、安定ヨウ素剤もなく屋内退避を続けることになるのです。

さらに、規制庁のQ&A※⁴では、「屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません」と説明しています。あまりにもひどい内容です。

福島県では、事故当時18歳以下の若者が約400人も甲状腺がんにかかっていますが、国は事故との因果関係を認めようとしません。甲状腺がんを苦しむ若者が東電を相手に補償を求めて司法に訴えています。

東電福島原発事故を教訓にするなら、最低でもUPZには安定ヨウ素剤の事前配布を義務付けることを明記すべきです。

[規制庁のQ & A] 41 頁

屋内退避から避難に切り替える場合にも、安定ヨウ素剤を服用する必要はありません。

※4 規制庁のQ & A 「原子力災害時の屋内退避の運用に関するQ & A」 令和7年4月2日

<https://www.da.nra.go.jp/view/NRA100009904?contents=NRA100009904-002-001>

4. 屋内退避が中心としながら、一時的な外出を許可。屋外活動中の被ばくを容認

屋内退避は、建物の気密性や遮蔽効果により、被ばくを低減させるものです。窓を閉め、換気扇やエアコンの禁止等屋内退避中は外気を出来るだけ遮断することが求められています。改正案では屋内退避3日目を目安に避難ではなく屋内退避が継続可能かを判断するとなっています(18頁)。

プルームの長期的または断続的到來や屋内への大気流により被ばく低減効果が失われた懸念があるときでも、避難への切替えには肉体的・精神的影響が生じるとして、できるだけ屋内退避を継続するよう求めています。

しかし他方で改正案は、下記のように「屋内退避中の一時的な外出」を認める新たな項目を追加しています。

[改正案] 19 頁

なお、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるものである。

このように改正案では、屋内退避中に一時的な外出を認めています。「報告書」※16～17 頁では、国や自治体・民間事業者は屋内退避地域への物資の供給、人的支援、ライフラインの管理等の活動、一方住民は物資の調達、緊急性の高い医療を受ける、除雪等が、屋内退避の指示に反しない一時的な外出例としています。

プルーム通過後の放射性物質を含んだ雪の除雪で、どれほどの被ばくをするのか、具体的な想定もなしに認めています。そうした屋外活動時に被ばくを避けるための服装や行動について準備や説明はありません。雪かき等のために、住民に防護服とマスクを配布するのでしょうか？改正案は、被災住民、コンビニ従業員や自治体職員に被ばくを強要するものです。

5. 屋内退避解除の条件は空間線量の評価だけ。土壤汚染の評価はなし

屋内退避の解除条件について、改正案 19 頁では「新たなプルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたプルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避の必要がなくなることから屋内退避の解除を行う。」と書かれています。

しかし、プルーム通過後に沈着した放射性物質の測定はなく、判断は空間線量モニタリングだけです。屋内退避解除後、緊急時モニタリング結果がO I L 2 (20 μ Sv/h) 未満ならば、土壌が高度に汚染された地域であっても、住民はそのまま住み続けることになり被ばくします。

2025 年 7 月 4 日 避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体) グリーン・アクション/ 原発なしで暮らしたい丹波の会/ 原発なしで暮らしたい宮津の会/
脱原発はりまアクション/ 原発防災を考える兵庫の会/ 美浜の会/ 避難計画を考える滋賀の会

この件の連絡先: 美浜の会 大阪市北区西天満 4-5-8 八方商事第2ビル 301 TEL: 06-6367-6580 mihama@jca.apc.org